

第二次指宿市自殺対策行動計画 概要版（相談窓口一覧付き）



1 指宿市自殺対策行動計画とは

「誰も自殺に追い込まれることのない指宿市」の実現を目指し、地域全体で総合的かつ効果的に自殺対策を推進していくため、策定したものです。

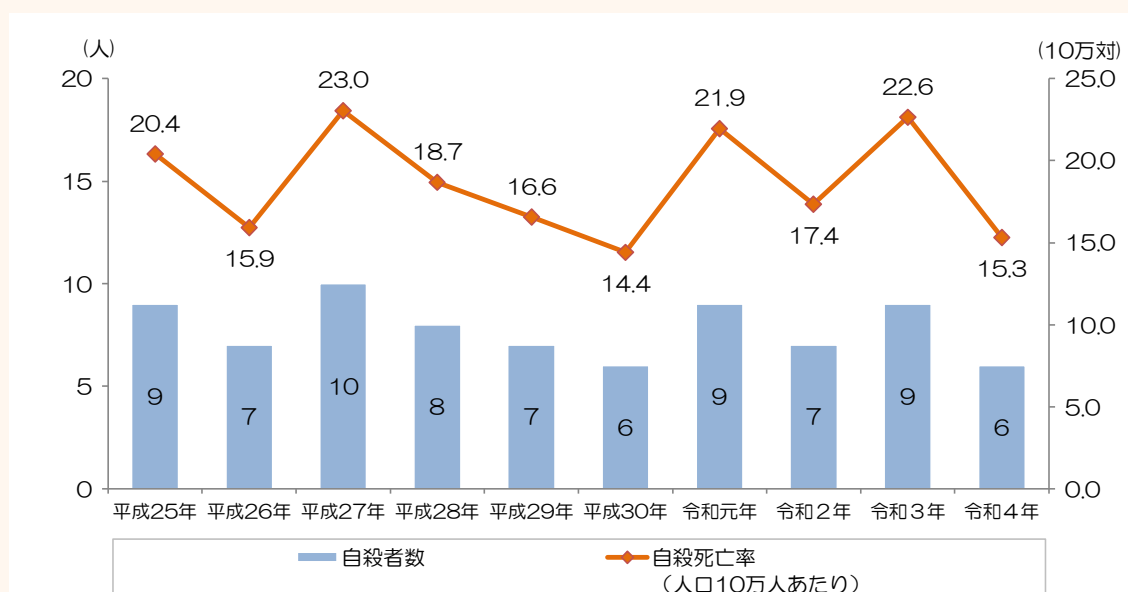
◆計画の位置づけ等

- ・ 自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」です。
- ・ 国が定めた「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」の趣旨を踏まえるとともに、「第二次指宿市総合振興計画」や「第二次指宿市健康増進計画」等との整合性を図りつつ、策定しています。
- ・ 第二次計画より、関連の深い「健康づくり」と「自殺対策」を効果的に推進する観点から、「第二次指宿市健康増進計画」と一対の計画書として取りまとめています。
- ・ 本計画の計画期間は、令和6年度から令和12年度までの7年間とします。

2 本市の現状

本市の平成25年～令和4年における自殺者数は、年間8人前後で推移しており、合計で78人、平均で7.8人となっています。

同期間の人口10万人あたりの自殺者数（自殺死亡率）は、18.6であり、鹿児島県全体（19.0）より低く、国全体（17.5）より高くなっています。



※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」を基に作成

3 計画の考え方

◆数値目標

自殺総合対策大綱においては、平成27年の人口10万人あたりの自殺者数（自殺死亡率）を令和8年までに30%以上減少させることを自殺対策の目標として定めています。国の方針も踏まえ、本市では、数値目標を以下のとおり定めます。



※自殺者数の目標値は人口変動を加味して算出しています。

◆基本方針

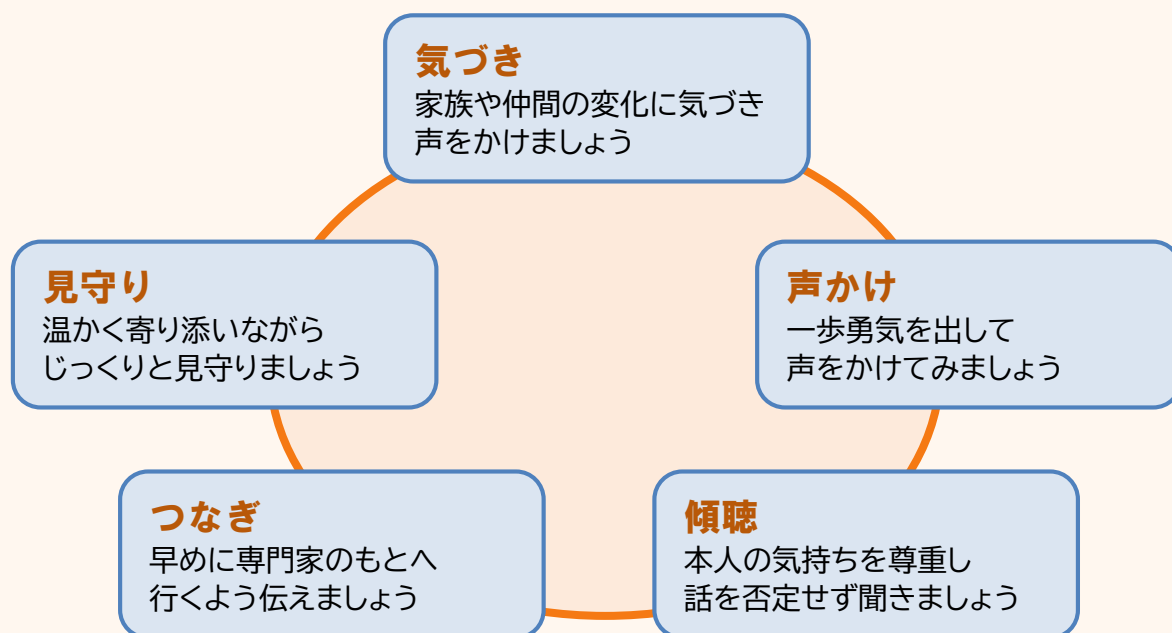
- （1）自殺対策を生きることの包括的な支援として推進する
- （2）関連施策との連携により、総合的な対策として展開する
- （3）対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動を推進する
- （4）実践的な取組と啓発的な取組を両輪として推進する
- （5）それぞれの主体の役割を明確にし、連携・協働を推進する
- （6）自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

◆本市が取り組む施策

- （1）基本施策
 - ① 地域におけるネットワークの強化
 - ② 自殺対策を支える人材の育成
 - ③ 住民への啓発と周知
 - ④ 生きることの促進要因への支援
 - ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- （2）重点施策
 - ① 高齢者の自殺対策の推進
 - ② 生活困窮者支援と自殺対策の連動性の向上
 - ③ 勤務問題に関わる自殺対策の推進
- （3）生きる支援の関連施策

4 市民一人ひとりができること

まずは、声をかけることから始めてみませんか？



※厚生労働省「誰でもゲートキーパー手帳（第2版）」を基に作成

身近に悩みや生活に問題を抱えている人がいて、相談・支援等が必要と考えられる場合には、市役所や指宿保健センター、各専門相談機関等にご連絡・ご相談ください。

5 相談窓口一覧

◆生活全般に関する相談

| | | |
|-------|----------------|--------------|
| 指宿市役所 | 月～金 8:30～17:15 | 0993-22-2111 |
|-------|----------------|--------------|

◆こころの健康・いのちに関する相談

| | | |
|----------------|----------------|------------------------------|
| 指宿保健センター | 月～金 8:30～17:15 | 0993-22-2111 |
| 鹿児島県指宿保健所 | 月～金 8:30～17:15 | 0993-23-3854 |
| 鹿児島県自殺予防情報センター | 月・木 9:00～16:00 | 099-228-9558 |
| 鹿児島県精神保健福祉センター | 月～金 8:30～17:00 | 099-218-4755 |
| いのちの電話 | 365日 24時間 | 099-250-7000 |
| こころの電話 | 月～金 9:00～16:30 | 099-228-9566 099-228-9567 |
| よりそいホットライン | 365日 24時間 | 0120-279-338 |

◆仕事についての相談

| | | |
|----------|----------------|--------------|
| ハローワーク指宿 | 月～金 8:30～17:15 | 0993-22-4135 |
|----------|----------------|--------------|

◆高齢者・介護についての相談

| | | |
|---------------|----------------|--------------|
| 指宿市地域包括支援センター | 月～金 8:30～17:15 | 0993-22-2111 |
|---------------|----------------|--------------|

◆障がい者・児の生活全般の相談

| | | |
|-----------------------|----------------|--------------|
| 指宿市地域福祉課 | 月～金 8:30～17:15 | 0993-22-2111 |
| 指宿市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所 | 月～金 8:30～17:00 | 0993-22-1124 |
| 相談支援事業所 指宿ライフサポート | 365日 24時間 | 0993-24-5055 |
| 相談支援事業所 ともいき | 365日 24時間 | 0993-35-2135 |
| 相談支援事業所 ハイビスカス | 月～金 8:30～17:00 | 0993-27-9110 |

◆夫婦・恋人との人間関係についての相談

| | | |
|-----------------------|-----------------------------------------|------------------------------|
| 婦人相談室（指宿市地域福祉課） | 月～金 8:30～16:00 | 0993-23-1063 |
| 鹿児島県男女共同参画センター 相談室 | 水～日・祝日 9:00～17:00 火（閉館日翌日）9:00～20:00 | 099-221-6630 099-221-6631 |
| 性犯罪被害相談電話 | 365日 24時間 | 099-206-7867 #8103 |

◆子どもについての相談

| | | |
|---------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| 指宿市家庭児童相談室 | 月～金 9:00～16:00 | 0993-23-1063 |
| 指宿市子どもこころの相談電話 | 月～金 8:30～17:00 | 0993-24-5678 |
| 鹿児島県中央児童相談所 | 月～金 8:30～17:00 (虐待等緊急通報は24時間) | 099-264-3003 全国共通ダイヤル189 |
| かごしま子ども・若者総合相談センター (ひきこもり地域支援センター) | 火～日 10:00～17:00 | 099-257-8230 |

◆お金・法律に関する相談

| | | |
|-------------------------------|---------------------------------|---------------|
| 指宿市消費生活センター | 月～金 8:30～16:30 | 0993-22-2334 |
| 鹿児島県消費生活センター | 月～金 9:00～17:00 土 10:00～16:00 | 099-224-0999 |
| 法テラス指宿法律事務所 | 月～金 9:00～17:00 | 050-3383-0027 |
| 法テラス・サポートダイヤル (日本司法支援センター) | 月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 | 0570-078374 |

※相談日は、基本的に土・日・祝祭日・年末年始の休みを除きます。

編集・発行 〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地

指宿市役所 健康福祉部 健康増進課

TEL 0993-22-2111 (代表)

※本概要版は作成時点の情報に基づいて作成されたものであり、今後、内容等が変更になる場合があります。

指宿市自殺対策行動計画

検索

令和6年3月作成